

令和6年度 農業者年金新規加入実績

市 町 名	R6年 度 目 標	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計	令和6年度	
															達成率	残り 確保数
佐 賀 市	8	1	2	0	1	1	0	2	1	0	1	0	1	10	125%	達成
唐 津 市	12	1	0	0	0	0	0	0	3	0	3	5	0	12	100%	達成
鳥 栖 市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
多 久 市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	200%	達成
伊万里市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	50%	2
武 雄 市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	2
鹿 島 市	3	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	1	6	200%	達成
小 城 市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	33%	2
嬉 野 市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	50%	1
神 埼 市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	2
吉野ヶ里 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
基 山 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
上 峰 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
みやき町	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	100%	達成
玄 海 町	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	100%	達成
有 田 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100%	達成
大 町 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
江 北 町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	1
白 石 町	7	1	3	0	0	2	0	1	0	1	3	1	0	12	171%	達成
太 良 町	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	67%	1
計	57	5	6	0	3	6	1	4	5	2	8	8	4	52	91%	5
20歳から39歳	36	5	5	0	1	4	1	4	4	2	7	6	3	42	116.7%	達成
女性	28	0	2	0	1	4	0	0	3	2	1	2	0	15	53.6%	13

令和6年度農業者年金事業表彰受賞受託機関

令和6年度の加入推進活動について、農業者年金事業表彰実施要領第2の2の(1)に掲げる「新規加入者数部門」に係る基金理事長表彰の受賞受託機関は以下のとおり。

新規加入者数の上位 第1位から第10位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	茨城県 八千代町農業委員会 (新規加入者数 60 名)	第1位	宮崎県 宮崎県農業協同組合 (新規加入者数 73 名)
第2位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (新規加入者数 30 名)	第2位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (新規加入者数 63 名)
第3位	北海道 富良野市農業委員会 (新規加入者数 22 名)	第3位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 (新規加入者数 47 名)
第3位	新潟県 新潟市農業委員会 (新規加入者数 22 名)	第4位	北海道 ふらの農業協同組合 (新規加入者数 42 名)
第5位	北海道 芽室町農業委員会 (新規加入者数 21 名)	第5位	北海道 北いぶき農業協同組合 (新規加入者数 35 名)
第6位	長野県 中野市農業委員会 (新規加入者数 19 名)	第5位	佐賀県 佐賀県農業協同組合 (新規加入者数 35 名)
第7位	北海道 岩見沢市農業委員会 (新規加入者数 18 名)	第7位	大分県 大分県農業協同組合 (新規加入者数 34 名)
第8位	北海道 新十津川町農業委員会 (新規加入者数 17 名)	第8位	長野県 ながの農業協同組合 (新規加入者数 30 名)
第8位	北海道 音更町農業委員会 (新規加入者数 17 名)	第9位	北海道 ピンネ農業協同組合 (新規加入者数 29 名)
第8位	長崎県 南島原市農業委員会 (新規加入者数 17 名)	第10位	北海道 きたそらち農業協同組合 (新規加入者数 27 名)
		第10位	高知県 高知県農業協同組合 (新規加入者数 27 名)

新規加入者数の上位（20歳から39歳） 第1位から第10位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	茨城県 八千代町農業委員会 (新規加入者数 34 名)	第1位	宮崎県 宮崎県農業協同組合 (新規加入者数 43 名)
第2位	北海道 富良野市農業委員会 (新規加入者数 20 名)	第2位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (新規加入者数 35 名)
第3位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (新規加入者数 19 名)	第3位	北海道 ふらの農業協同組合 (新規加入者数 34 名)
第4位	北海道 芽室町農業委員会 (新規加入者数 18 名)	第4位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 (新規加入者数 30 名)
第5位	北海道 北見市農業委員会 (新規加入者数 12 名)	第5位	佐賀県 佐賀県農業協同組合 (新規加入者数 28 名)
第5位	佐賀県 白石町農業委員会 (新規加入者数 12 名)	第6位	北海道 北いぶき農業協同組合 (新規加入者数 23 名)
第7位	北海道 浦臼町農業委員会 (新規加入者数 11 名)	第7位	北海道 ピンネ農業協同組合 (新規加入者数 20 名)
第7位	佐賀県 唐津市農業委員会 (新規加入者数 11 名)	第8位	北海道 芽室町農業協同組合 (新規加入者数 18 名)
第7位	長崎県 雲仙市農業委員会 (新規加入者数 11 名)	第9位	長野県 ながの農業協同組合 (新規加入者数 16 名)
第10位	北海道 士別市農業委員会 (新規加入者数 10 名)	第10位	北海道 北ひびき農業協同組合 (新規加入者数 15 名)
第10位	北海道 秩父別町農業委員会 (新規加入者数 10 名)	第10位	大分県 大分県農業協同組合 (新規加入者数 15 名)
第10位	北海道 中富良野町農業委員会 (新規加入者数 10 名)		
第10位	北海道 大空町農業委員会 (新規加入者数 10 名)		
第10位	北海道 音更町農業委員会 (新規加入者数 10 名)		
第10位	北海道 別海町農業委員会 (新規加入者数 10 名)		
第10位	長崎県 南島原市農業委員会 (新規加入者数 10 名)		
第10位	大分県 豊後大野市農業委員会 (新規加入者数 10 名)		

女性新規加入者数の上位 第1位から第10位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	茨城県 八千代町農業委員会 (新規加入者数 21 名)	第1位	宮崎県 宮崎県農業協同組合 (新規加入者数 26 名)
第2位	北海道 新十津川町農業委員会 (新規加入者数 10 名)	第2位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (新規加入者数 21 名)
第2位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (新規加入者数 10 名)	第3位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 (新規加入者数 20 名)
第4位	北海道 深川市農業委員会 (新規加入者数 9 名)	第4位	北海道 北いぶき農業協同組合 (新規加入者数 17 名)
第4位	長野県 中野市農業委員会 (新規加入者数 9 名)	第5位	北海道 ピンネ農業協同組合 (新規加入者数 16 名)
第6位	北海道 北見市農業委員会 (新規加入者数 8 名)	第6位	北海道 きたそらち農業協同組合 (新規加入者数 15 名)
第6位	北海道 富良野市農業委員会 (新規加入者数 8 名)	第7位	北海道 ふらの農業協同組合 (新規加入者数 14 名)
第6位	新潟県 新潟市農業委員会 (新規加入者数 8 名)	第8位	大分県 大分県農業協同組合 (新規加入者数 12 名)
第6位	長崎県 南島原市農業委員会 (新規加入者数 8 名)	第9位	北海道 いわみざわ農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	北海道 岩見沢市農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	北海道 北ひびき農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	北海道 当別町農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	千葉県 ちばみどり農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	北海道 秩父別町農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	長野県 中野市農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	北海道 音更町農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	長野県 ながの農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	長崎県 島原市農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	高知県 高知県農業協同組合 (新規加入者数 9 名)
第10位	熊本県 熊本市農業委員会 (新規加入者数 7 名)	第9位	佐賀県 佐賀県農業協同組合 (新規加入者数 9 名)

全体

目標達成度合いの上位（新規加入目標数 1 人から 4 人） 第 1 位から第 3 位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第 1 位	京都府 京丹波町農業委員会 （目標数 1 人、加入者数 6 人、 達成度合い 600%）	第 1 位	埼玉県 くまがや農業協同組合 （目標数 2 人、加入者数 5 人、 達成度合い 250%）
第 1 位	奈良県 五條市農業委員会 （目標数 1 人、加入者数 6 人、 達成度合い 600%）	第 1 位	熊本県 本渡五和農業協同組合 （目標数 2 人、加入者数 5 人、 達成度合い 250%）
第 3 位	新潟県 見附市農業委員会 （目標数 1 人、加入者数 5 人、 達成度合い 500%）	第 3 位	山形県 鶴岡市農業協同組合 （目標数 2 人、加入者数 4 人、 達成度合い 200%）
第 3 位	大分県 豊後大野市農業委員会 （目標数 3 人、加入者数 15 人、 達成度合い 500%）	第 3 位	山形県 余目町農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	神奈川県 秦野市農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	神奈川県 厚木市農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	三重県 津安芸農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	兵庫県 ハリマ農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	高知県 土佐くろしお農業協同組合 （目標数 4 人、加入者数 8 人、 達成度合い 200%）
		第 3 位	大分県 大分大山町農業協同組合 （目標数 1 人、加入者数 2 人、 達成度合い 200%）

全体

目標達成度合いの上位（新規加入目標数５人から９人） 第１位から第３位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第１位	茨城県 八千代町農業委員会 (目標数５人、加入者数６０人、 達成度合い１２００%)	第１位	長野県 中野市農業協同組合 (目標数６人、加入者数１９人、 達成度合い３１７%)
第２位	長野県 中野市農業委員会 (目標数９人、加入者数１９人、 達成度合い２１１%)	第２位	岐阜県 飛騨農業協同組合 (目標数８人、加入者数１６人、 達成度合い２００%)
第３位	長野県 飯田市農業委員会 (目標数６人、加入者数１１人、 達成度合い１８３%)	第２位	鹿児島県 鹿児島いずみ農業協同組合 (目標数６人、加入者数１２人、 達成度合い２００%)
第３位	福岡県 朝倉市農業委員会 (目標数６人、加入者数１１人、 達成度合い１８３%)		

全体

目標達成度合いの上位（新規加入目標数１０人以上） 第１位から第３位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第１位	長崎県 南島原市農業委員会 (目標数１０人、加入者数１７人、 達成度合い１７０%)	第１位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (目標数１１人、加入者数６３人、 達成度合い５７３%)
第２位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (目標数２０人、加入者数３０人、 達成度合い１５０%)	第２位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 (目標数３２人、加入者数４７人、 達成度合い１４７%)
第３位	長崎県 雲仙市農業委員会 (目標数１３人、加入者数１５人、 達成度合い１１５%)	第３位	新潟県 えちご中越農業協同組合 (目標数１１人、加入者数１６人、 達成度合い１４５%)
		第３位	鳥取県 鳥取中央農業協同組合 (目標数１１人、加入者数１６人、 達成度合い１４５%)

20歳から39歳

目標達成度合いの上位（新規加入目標数1人から4人） 第1位から第3位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	茨城県 八千代町農業委員会 (目標数4人、加入者数34人、 達成度合い850%)	第1位	静岡県 三ヶ日町農業協同組合 (目標数1人、加入者数6人、 達成度合い600%)
第2位	大分県 豊後大野市農業委員会 (目標数2人、加入者数10人、 達成度合い500%)	第2位	埼玉県 くまがや農業協同組合 (目標数1人、加入者数3人、 達成度合い300%)
第2位	鹿児島県 長島町農業委員会 (目標数1人、加入者数5人、 達成度合い500%)	第3位	鹿児島県 鹿児島いづみ農業協同組合 (目標数3人、加入者数8人、 達成度合い267%)

20歳から39歳

目標達成度合いの上位（新規加入目標数5人から9人） 第1位から第3位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	佐賀県 白石町農業委員会 (目標数5人、加入者数12人、 達成度合い240%)	第1位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (目標数8人、加入者数35人、 達成度合い438%)
第2位	長崎県 南島原市農業委員会 (目標数6人、加入者数10人、 達成度合い167%)	第2位	岐阜県 飛騨農業協同組合 (目標数5人、加入者数12人、 達成度合い240%)
第3位	佐賀県 唐津市農業委員会 (目標数7人、加入者数11人、 達成度合い157%)	第3位	神奈川県 横浜農業協同組合 (目標数5人、加入者数8人、 達成度合い160%)
		第3位	愛媛県 西宇和農業協同組合 (目標数5人、加入者数8人、 達成度合い160%)

20歳から39歳

目標達成度合いの上位（新規加入目標数10人以上） 第1位から第3位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第1位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (目標数12人、加入者数19人、 達成度合い158%)	第1位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 (目標数23人、加入者数30人、 達成度合い130%)
第2位	長崎県 雲仙市農業委員会 (目標数10人、加入者数11人、 達成度合い110%)	第1位	栃木県 那須野農業協同組合 (目標数10人、加入者数13人 達成度合い130%)
	第3位以降該当受託機関なし	第3位	長野県 松本ハイランド農業協同組合 (目標数10人、加入者数12人、 達成度合い120%)

女性

目標達成度合いの上位（新規加入目標数 1 人から 4 人） 第 1 位から第 3 位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第 1 位	茨城県 八千代町農業委員会 (目標数 1 人、加入者数 21 人、 達成度合い 2100%)	第 1 位	茨城県 常総ひかり農業協同組合 (目標数 3 人、加入者数 21 人、 達成度合い 700%)
第 2 位	栃木県 真岡市農業委員会 (目標数 1 人、加入者数 6 人、 達成度合い 600%)	第 2 位	長野県 中野市農業協同組合 (目標数 2 人、加入者数 9 人、 達成度合い 450%)
第 2 位	大分県 豊後大野市農業委員会 (目標数 1 人、加入者数 6 人、 達成度合い 600%)	第 3 位	山形県 庄内たがわ農業協同組合 (目標数 1 人、加入者数 3 人、 達成度合い 300%)
		第 3 位	神奈川県 かながわ西湘農業協同組合 (目標数 1 人、加入者数 3 人、 達成度合い 300%)
		第 3 位	静岡県 三ヶ日町農業協同組合 (目標数 1 人、加入者数 3 人、 達成度合い 300%)
		第 3 位	熊本県 本渡五和農業協同組合 (目標数 1 人、加入者数 3 人、 達成度合 300%)

女性

目標達成度合いの上位（新規加入目標数 5 人から 9 人） 第 1 位から第 3 位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
第 1 位	新潟県 新潟市農業委員会 (目標数 6 人、加入者数 8 人、 達成度合い 133%)	第 1 位	栃木県 はが野農業協同組合 (目標数 5 人、加入者数 7 人、 達成度合い 140%)
第 2 位	宮崎県 宮崎市農業委員会 (目標数 8 人、加入者数 10 人、 達成度合い 125%)	第 2 位	新潟県 えちご中越農業協同組合 (目標数 6 人、加入者数 8 人、 達成度合い 133%)
第 3 位	長崎県 雲仙市農業委員会 (目標数 5 人、加入者数 5 人、 達成度合い 100%)	第 3 位	岐阜県 飛騨農業協同組合 (目標数 5 人、加入者数 6 人、 達成度合い 120%)

女性

目標達成度合いの上位（新規加入目標数 10 人以上） 第 1 位から第 3 位			
農 業 委 員 会		農 業 協 同 組 合	
	該当受託機関なし	第 1 位	長崎県 島原雲仙農業協同組合 （目標数 13 人、加入者数 20 人、 達成度合い 154%）
			第 2 位以降該当受託機関なし

令和7年度における農業者年金加入推進の取組方針

(令和7年4月1日付 7独農年企第2号)

I 基本的な方針

1 加入推進をめぐる状況と課題

(1) 前中期目標期間における実績と課題

平成30年度～令和4年度を対象期間とする第4期中期目標（平成30年3月1日 厚生労働省・農林水産省）（以下「前中期目標」という。）においては、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25%に、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に、それぞれ拡大することとされた。

これを踏まえ、加入推進活動においては、スローガン「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,800人、女性1,300人）の達成を目指し、また、加入者累計13万人を達成した令和3年度の後半以降は、スローガン「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」の下、毎年度の新規加入者数の目標（全体3,800人、うち若い農業者2,400人、女性1,000人）を目指して取り組んできた。

しかしながら、初年度の平成30年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和元年度以降と、前中期目標期間中、終始、新規加入者数は目標を下回り、かつ、減少傾向が続いた。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響など、厳しい状況下であっても、着実に新規加入者の確保を図り、目標を達成している市町村・JA地域が存在するのも事実である。こうした地域においては、加入推進部長等がリーダーシップを発揮して、加入推進名簿を更新・活用して戸別訪問を行うなど基本的な対応が計画的かつ着実に取り組まれていることや、関係機関・団体等の連携強化やSNS等を活用した広報活動など様々な工夫した取組が推進されていることを再認識し、このような取組の着実な実施、拡大を促進することが重要である。

(2) 中期目標期間における加入推進のさらなる課題

① 中期目標の着実な達成

令和5年度～9年度を対象期間とする第5期中期目標（令和5年3月3日 厚生労働省・農林水産省）（以下「中期目標」という。）においては、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の普及推進を図り、その加入の拡大を目指すこととされ、対象期間の終了時まで、若い新規加入者（20歳以上39歳以下の新規加入者をいう。以下同じ。）を5,500人以上、女性の新規加入者を3,400人以上、それぞれ確保するという数値目標が示されている。また、その達成のために、加入推進の取組方針を定め、都道

府県毎に新規加入者数に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行うことや、新規就農者や女性農業者をはじめ、農業者を支援する農業内外の関係機関・団体等との連携強化を図ること等が求められている。

② 加入者累計15万人の早期達成に向けた加入推進の強化

一方、（１）のとおり、これまで、加入推進運動においては、スローガンとして「加入者累計15万人早期達成に向けた加入推進強化運動」を掲げて取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあって、取組は遅れており、それだけ地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知る機会を損ない、そのメリットを享受する機会を損なっていることを認識する必要がある。一人でも多くの農業者が少しでも早く、農業者年金を知り、有効に活用できるよう、より一層取組を強化する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による遅れを取り戻しつつ、若い新規加入者及び女性の新規加入者の確保を重点として、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、新規加入者数の目標を設定し、当該目標の達成を目指す中で、中期目標の着実な達成を図ることが必要である。

2 加入推進運動のスローガンと年度毎の数値目標

（１）加入推進運動のスローガン

中期目標において示された、若い新規加入者数及び女性の新規加入者数のさらなる拡大を図るため、若い農業者及び女性農業者への農業者年金制度の周知徹底を図る旨を明確にした上で、加入者累計15万人を早期に達成するための取組を強化し、加入推進運動を展開することとして、以下のとおりとする。

【スローガン】

若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動

（２）新規加入者の目標数

【全国の目標数】

新規加入者数の年度毎の目標については、「第５期中期目標期間における新規加入者の目標の設定について」（令和７年４月１日 ７独農年企第１号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）に基づき、加入者累計15万人を着実に早期に達成できるよう、令和７年度の目標数を見直し、以下のとおりとする。

なお、令和８年度の数値目標については、令和７年度の新規加入者数の状

況を見極めつつ、前年度の目標未達成相当数を加える等、必要に応じて見直すこととする。

○若い新規加入者の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,700	1,700	1,600	1,400	1,300

○女性の新規加入者の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,000	1,000	1,000	900	800

○新規加入者全体（20歳以上64歳以下）の目標数（単位：人）

令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
3,000	3,000	2,800	2,600	2,500

【都道府県段階の目標数】

- ① 北海道については、既に加加入推進が大きく進展し、加入率が約5割に達しており、他の都府県と比べ加入推進の効果の発現が難しい状況にあることに鑑み、新規加入者数の近年の傾向（直近5カ年（平成29年度～令和3年度）の平均減少率）による年度毎の見込み値を目標数として設定することに加え、目標の達成状況等を考慮し、必要に応じて見直すこととする。
- ② 都府県については、年度毎に、全国目標から①の北海道の値を減じた値を、加入対象者数（＝基幹的農業従事者数－被保険者数）の都府県別ウエイトで按分した値を目標数として設定する。

【市町村段階の目標数】

市町村段階（市町村及びJA）の目標数については、各都道府県段階の業務受託機関（都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会をさす。）において、各都道府県段階の目標を、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が提供する各市町村別の目標設定参考データを勘案して配分することを基本とし、基金が示した各都道府県の数値、又はその数値を上回る数値とする。

また、算出される数値が1未満となる市町村又はJA（数値がゼロの市町村又はJAは除く。）については、それぞれ1名以上の新規加入者を目標数として設定する。なお、市町村及びJAは、相互に数値目標の整合性を図ることとする。

3 目標達成に向けた基本的な取組の方針

（1）若い農業者及び女性農業者の加入の拡大に向けた働きかけ

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、以下のとおり、

加入推進の重点対象に対して、農業者年金のメリット等の周知活動を強化し、加入の働きかけを実施する。

【加入推進の重点対象】

- ① 中高年の経営主の加入への働きかけや既加入者等をきっかけとした、配偶者や後継者、その他周囲の若い農業者や女性農業者への働きかけ
- ② 農業関係団体等と連携した新規就農者をはじめとした若い農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした若い農業者への働きかけ
- ③ 女性農業者関係団体等と連携した女性農業者が集う会合等における、又は税理士会や商工会等農業外の関係団体等との連携による周知活動をきっかけとした女性農業者への働きかけ
- ④ 政策支援の要件を満たす者への政策支援加入や保険料2万円未満加入者の政策支援加入への働きかけ

【農業者年金のメリット】

- 農業者であれば広く加入できる公的な年金であること
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強いこと
- 保険料の額（2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない者は1万円）～6万7千円）は自由に決められ、いつでも見直せること
- 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金があること
- 全額社会保険料控除など、税制上の優遇措置が大きいこと
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があること

（2）加入推進を担う者の意識・知識の向上

農業者年金は、広く農業者なら加入でき、農業者の老後を支える重要な公的な年金であるにもかかわらず、いまだに農業者年金のことを知らないという農業者の割合が多いという現実があり、それが新規加入者数の伸び悩みや加入率の地域差にも結果として出ていると考えられる。

地域の農業者が、公的な年金である農業者年金のことを知り、理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、農業委員会関係者、JA関係者をはじめとする農業者年金の加入推進を担う者（Ⅱの1の（1）参照）の対応にかかっている。加入推進を担う者は、こうした意識を強く持って、加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会及び基金が開催するオンラインセミナー（以下「セミナー」という。）に着実に参加して、知識の向上を図る。

（3）業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携強化

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、全国段階・都道府県段階・市町村段階の各段階における農業委員会組織とJA系統組織においては、それぞれの各組織内における各関係部署間の連携や、農業委員会組織とJA系統組織の連携のより一層の強化を図って取組を推進する。

また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携強化を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

なお、主催者として当該研修会等を開催する場合など日程調整等が可能な場合については、研修項目の1つとしてセミナーの視聴が可能となるよう、セミナーの開催日に合わせて開催日を決定するなど工夫しつつ開催する。

（4）加入推進の計画的かつ着実な実施に向けた基本的な対応の徹底

市町村段階の業務受託機関（市町村農業委員会及び農業協同組合（JA）をさす。）は、Ⅱの取組は加入推進における基本的な対応との認識の下、その着実な実行に努める。

都道府県段階の業務受託機関は、Ⅲの取組により自ら加入推進を行うとともに、市町村段階においてⅡの取組が着実に実行されるよう対応を徹底する。

全国段階の業務受託機関（全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会をさす。）は、Ⅳによりそれぞれの組織における加入推進活動に対する支援・協力、広報の企画・実施等を図る。

基金は、Ⅴにより、業務受託機関に対する各種研修・会議や広報資材の提供、支援・協力、主務省等関係機関への協力要請等を行い、各業務受託機関の加入推進活動を推進する。

（5）特別対策地域の指定と対応

若い農業者又は女性農業者の新規加入者数の実績が、近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関とも調整の上、数カ所を特別対策地域に指定し、基金、全国農業会議所、JA全中、当該都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関と連携して、中期目標期間中に、若い農業者及び女性農業者をはじめとした新規加入者の拡大を図られるよう、特別対策を実施する（Ⅵ参照）。

Ⅱ 市町村段階における取組

1 加入推進を担う者の意識・知識の向上

- （1）業務受託機関をはじめとした加入推進を担う以下の者（以下「加入推進を担う者」という。）は、地域の農業者が農業者年金について理解する機会を得て、加入する権利を有効に活かせるかは、当該加入推進を担う者の対応にかかっていることを強く認識し、農業者年金に係る知識の向上を図

ることが重要である。

【加入推進を担う者】

加入推進部長、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、JA役員、JA組合員組織の担当者、以上のOB、年金協議会役員、都道府県の普及指導センターや農業大学校のOB、その他行政機関のOB等

- (2) このため、加入推進を担う者は、都道府県段階の業務受託機関等が開催する加入推進特別研修会をはじめとする各種研修会に積極的に参加する。また、市町村段階での研修会も加入推進を担う者が一人でも多く意識・知識の向上を図る機会が確保できるよう対応する。

なお、役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間等の時期を考慮して、各種研修会等は、年度の早い時期に（農業委員の改選がある場合は、改選後速やかに）、又は農業委員会総会等の機会を活用して開催する等効果的なタイミングで開催するようにする。

2 加入推進部長の設置と対応

- (1) 市町村段階の業務受託機関は、都道府県段階の業務受託機関からの加入推進部長の推薦依頼に応じて、「加入推進部長推薦・活動計画書」（様式1号）を年度当初に作成・提出する。

- (2) 加入推進部長は、加入推進を担う者の中から、農業者年金の制度を理解し、制度の普及と加入推進に意欲を持つ者で、以下の役割と活動を担う適正な者を、行政部局等が有する情報も参考にして選定（ただし、単に農業委員会やJAの役員等肩書きだけでは選定しない。）し、当該者に、以下の加入推進部長の役割等を説明し、了解を得た上で推薦する。

【加入推進部長の役割と活動】

- ① 加入推進活動のリーダーとして、「加入推進部長推薦・加入推進活動計画」（様式1号）の策定と「加入推進対策会議」において中心的な役割を果たす。
- ② 加入推進班のメンバーである地域の農業委員や農地利用最適化推進委員等との情報交換、加入推進活動の働きかけ・サポートを行う。
- ③ 加入推進部長自らも、新規就農者をはじめとする若い農業者や女性農業者、認定農業者等が参加する各種会議等での制度の説明、戸別訪問への同行等の活動を積極的に行う。

- (3) 都道府県段階の業務受託機関により設置が認められた加入推進部長は、活動終了時に、「加入推進部長の活動実績報告書兼活動記録簿」（様式2

号)を作成し、都道府県段階の業務受託機関の提出期限までに提出する。

3 加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表の策定

(1) 農業委員会とJAの両業務受託機関は、相互に連携して、加入推進体制や加入推進名簿の整備、加入推進強化月間の設定、戸別訪問の実施等、加入推進に係る計画について検討した上で、それぞれ「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第7号)に記入し、「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表」(農業者年金業務委託手数料交付要綱の様式例第2号、以下「管理表」という。)を策定する。

(2) 両業務受託機関は、相互に連携して、当該管理表に基づいて、着実に加入推進活動を実施する。

(3) また、都道府県段階の業務受託機関の求めに応じて、管理表を提出(6月末日まで及び11月末日までの2回)するとともに、当年度の実績を記載して、提出(翌年度の5月31日まで)する。

4 加入推進班等の整備

加入推進を担う者により地区別の加入推進班を組織し、戸別訪問等を行う体制を整備する。または、加入推進部長のほか、加入推進を担う者の中で、地区別担当者等、加入推進活動における役割分担・責任関係を明確にして、連絡体制を整備するなど、加入推進が着実かつ機動的に実行できる体制を整備する。

5 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

(1) 加入推進班の整備、加入推進対策会議の実施、戸別訪問先の選定等の加入推進活動は、農業委員会とJAとの相互連携の下で実施する。

(2) また、農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっている。

このため、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化し、新規就農者や女性農業者が集う機会の情報等を共有し、こうした機会を有効に活用する。

(3) さらに、農業内外の関係機関・団体等(別添1参照)との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連

携や農業経営・就農支援センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。

また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もあり、商工会や税務関係者、コンサルタント等農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

6 加入推進名簿の整備・更新

(1) 農業委員会及びJAは、それぞれの組織が定めている個人情報に係る規程を踏まえつつ、それぞれが有する農業者の情報のほか、連携している各組織内の他部署や関係機関・団体等を通じて得た情報等を活用して、以下のとおり、加入推進名簿を作成（様式例3）する。

① 農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報や農業委員会が有する農地台帳の世帯情報等をベースとしつつ、市町村の関係部署や農業関係機関等と連携して、住民基本台帳、認定農業者リスト、認定新規就農者（就農準備資金・経営開始資金(旧農業次世代人材投資資金)受給者）リスト、「地域計画」の地域内の農業を担う者リスト、家族経営協定の締結リスト、JA生産部会や青年組織等の会合に参加して得た農業者の名前等の情報を把握した上で、対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

② JAは、組合員台帳、生産部会、青年組織名簿等を参照した上で、幅広く対象者をリストアップして、加入推進名簿を作成する。

(2) 加入推進名簿の更新・整備の際には、過去の戸別訪問や働きかけの状況等について記載した「農業者年金加入推進記録簿」（様式例4）（以下「記録簿（様式例4）」という。）の有用な情報や、農業内外の連携した取組による説明会等の機会を得た新規就農者等の新たな情報を記入して、戸別訪問を行っていない加入対象者を明確にし、今後の加入推進活動に活用する。

7 戸別訪問先の選定

農業委員会とJAはⅠの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に、これまでの推進状況、加入推進体制など地域の実情も踏まえ、かつ、個人情報に係る規程を踏まえつつ、加入推進名簿に基づき今年度の戸別訪問対象者を選定し、連携した戸別訪問の実施のためのリストを作成する。

8 加入推進対策会議の実施

(1) 管理表に基づいた年間の活動日程・体制の確認、加入推進名簿への追加・更新や戸別訪問対象者の選定、加入推進強化月間の設定等の加入推進

活動について、農業委員会関係者やJA関係者等の加入推進を担う者で打合せを行うための加入推進対策会議を開催する。

- (2) 加入推進対策会議は、四半期毎を目途に開催して、管理表等により、加入推進活動の進捗状況等の検証を行い、その際、戸別訪問を行っていない加入対象者がいないか確認、把握し、その対応等についても協議する。
- (3) 加入推進対策会議における検証や協議の内容について、農業委員会総会やJA役員会等で報告し、各組織の幹部を含めて情報共有を図り、若い農業者及び女性農業者等の加入推進の強化に向け、必要な対応を図る。

9 加入推進活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大等を図る観点から、Iの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に置いて、以下の加入推進活動を展開する。

(1) 各種説明会等を活用した制度説明・PR活動の展開

- ① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、家族経営協定の締結を踏まえた認定農業者の認定や就農準備資金・経営開始資金の共同申請等の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、JAの青年組織・女性組織・生産組織の会合、普及指導の会合、農業大学校関係者の会合、説明会、授業等、JAグループの各都道府県に設置された担い手サポートセンターが開催する新規就農講座、4Hクラブその他農業者の会合等を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。
- ② JAにおいては、JA青年組織の役員や部員、JA女性組織やフレッシュミズの部員に加え、これらの部員等の家族に対する制度の周知と加入に向けた働きかけを行う。
- ③ また、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。
- ④ なお、これらの会合等に加入推進名簿にリストアップされた者が出席する場合は、関係者から事前に関心度合いや戸別訪問の状況等の情報の入手に努めることとする。

(2) 広報PR活動の展開

- ① 各種会合・研修会等でのチラシ・パンフレットの配布のほか、市町村の広報誌・農業委員会だより・JAの組合員広報誌への記事等の掲載、JA窓口

等でのパンフレットの配布やポスターの掲示、市町村国民年金窓口での農業者年金のチラシの配布等、各種の広報媒体を活用した幅広い広報PR活動を展開する。

- ② 市町村またはJAが管理・運用を行うSNSや庁舎内の待合スペース等に配置されているデジタルサイネージを活用し、チラシ・パンフレットの掲示をはじめとする制度のPRを行う。

(3) 加入推進強化月間及びその他の時期の取組

加入推進強化月間については、期限が11月15日となっている保険料前納納付申出の機会に社会保険料控除を活用したい農業者に対しても、農業者年金のメリットが十分伝わるよう、10月から11月の期間を含む期間に設定することを推奨する。

また、加入推進月間は、年末年始以降等の加入推進活動が活発化する時期に向けて弾みを付けるためのものと位置づけて、決して、加入推進活動が加入推進強化月間だけにとどまらないように十分注意し、加入推進を担う者等関係者に周知する。

(4) 戸別訪問の実施

- ① 7により選定した戸別訪問先等に対して、4で整備した加入推進班等は、チラシ・パンフレット等のPR資材を持参して、丁寧に説明するとともに、年金額試算シミュレーション(基金のホームページに掲載)を活用して具体的な年金試算額を提示する等、加入対象者の立場に配慮して対応する。

- ② また、セミナーについて、基金が作成するチラシ等も活用しつつ、戸別訪問先等に対して情報提供を行う。

- ③ 戸別訪問のメンバーについては、戸別訪問先の家族構成や経営状況を踏まえて、訪問先となじみの深い加入推進を担う者等関係者を同行させる。また、訪問先に対する専門的観点からのアドバイスが必要な場合には、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等の専門家への協力を求める等、柔軟かつ効果的に対応するよう配慮する。

- ④ 後継者や配偶者等が加入対象者である場合は、親などの経営主の同席を求める等、加入対象者に強く影響する家族からの理解が得られるよう、丁寧かつわかりやすい説明に努め、特に、若い農業者に対しては、政策支援(国庫補助)のほか、令和4年1月より、若い農業者における下限保険料が引き下げられる等の制度改正が行われたことを説明する。

- ⑤ 一方、加入対象者が経営主の場合は、その配偶者や後継者、その他周囲

の若い農業者や女性農業者の存在を確認の上、併せて、チラシ・パンフレット等のPR資材を配布・説明する等、経営主等をきっかけとした加入対象者の拡大に努める。

(5) 戸別訪問後のフォローアップ

戸別訪問を実施した後は、加入の有無にかかわらず、戸別訪問時の状況を、記録簿（様式例4）に整理する。その際、個人情報の取扱に注意しつつ、農業委員と事務局間の情報共有、可能な範囲での農業委員会とJA間の状況の共有等を図り、戸別訪問対象者に加入の意思がある場合、農業委員会とJAが連携し、スムーズな加入手続を行う等のフォローアップを行う。

また、記録簿（様式例4）の記載内容を基に加入推進名簿（様式例3）の「加入推進状況等」の欄にも適宜必要な内容を記入し、次期の戸別訪問対象者選定時の参考情報とする等、今後の加入推進に活用する。

Ⅲ 都道府県段階の業務受託機関の取組

1 加入推進活動計画の策定等

- (1) 都道府県農業会議とJA中央会等の両業務受託機関は、若い農業者及び女性農業者等の加入の拡大を図る観点から、相互に連携を図りつつ、年度当初に基金から提供される市町村別の目標設定参考データを参考に、各市町村の新規加入者目標数を設定するとともに、加入推進月間や担当者会議、研修会、加入推進活動の点検・フォローアップ等の加入推進活動についての「加入推進活動計画（様式例5）」を策定し、6月末を目途に基金に提出する。
- (2) 両業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、同計画の市町村段階の業務受託機関への周知及びその着実な実施に努める。
- (3) 加入推進強化月間については、加入推進活動を関係機関が一体となって取り組む観点から、原則として2期(上期・下期)に分けて設定する。
- (4) 加入推進の重点活動市町村・JAの設定については、基金から示される「市町村別加入対象者数一覧表」を踏まえ、加入対象者数が多い市町村・JAを重点活動対象地区として設定し、効率的かつ効果的に加入推進活動を実施する。
- (5) 市町村段階の業務受託機関が作成した管理表の点検・フォローアップは、都道府県段階の業務受託機関の最も重要な取組事項であると認識して、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表を遅くとも6月末までを目途に把握した上で、当該管理表に基づく取組の進捗状況を定期的に点検する。

取組が遅れている等問題のある業務受託機関については、出向いて加入推進を担う者に対する助言等を行う巡回指導を実施する。

2 業務受託機関内・間及び農業内外の関係機関・団体等との連携

(1) 農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、市町村段階の業務受託機関においては、農業委員会とJAとの連携は当然のことながら、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。このため、都道府県農業会議やJA中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るとともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努める。

(2) また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

例えば、若い農業者や女性農業者等をメンバーとする団体や組織等との連携や農業経営・就農支援センター、普及指導センターとの連携、その他農業大学校等で情報提供するなど将来の就農者も見据えて、関係機関等の連携を図る。また、若い農業者等の中には、飲食店をはじめとする各種商業等と兼業している者もあり、商工会や税務関係者、コンサルタント、その他幅広い農業外の関係機関・団体等との連携も強化する。

なお、主催者として当該研修会等を開催する場合など日程調整等が可能な場合については、研修項目の1つとしてセミナーの視聴が可能となるよう、セミナーの開催日に合わせて開催日を決定するなど工夫しつつ開催する。

3 加入推進活動の展開

(1) 加入推進特別研修会の開催

基金と都道府県段階の業務受託機関との共催で開催する加入推進特別研修会については、これまでの開催結果等を踏まえて、各都道府県・地域の実情を勘案したものとなるよう、各都道府県段階の業務受託機関が主導して、基金と協議しつつ、以下のとおり実施する。

なお、研修会は、現場の要望に応じて、近隣の都道府県との合同開催等も可能とする。

【開催時期】

役員改選時期、農繁期、加入推進強化月間時期、過去の加入推進特別研修会のアンケート結果等を考慮しつつ、極力早めの時期（9月までを目処）に開催するよう調整し、基金に5月末まで（7月以前に開催を希望する場合は

4月15日まで)に開催希望日を報告する。

【研修項目等】

研修項目は、以下のア～ウは必須とし、これに加えて、エ～キのいずれかを取り入れて行う。

- ア 都道府県段階の業務受託機関による、制度説明用動画及び他の制度と農業者年金の動画等を活用した農業者年金制度の説明
- イ 都道府県段階の業務受託機関による当該年度の若い農業者や女性農業者等の加入推進に向けた加入推進活動計画の発表
- ウ 基金による、中期目標及びこれを踏まえた加入推進活動の概要、加入推進事例や加入者・受給者の声の紹介等加入推進を強化する上で有効な補足的な情報の提供
- エ 外部専門家（社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、税理士等）による農業者年金のメリット等の説明
- オ 加入推進を担う者等からの事例発表、参加者全員によるグループディスカッション等の実施（例えば、意欲的な取組を行っている農業者等との意見交換、戸別訪問のノウハウの共有、疑問点の解消や取組意欲向上のための討論会、各市町村段階の業務受託機関ごとの加入推進活動計画の発表と意見交換等）
- カ 家族経営協定や認定農業者制度、新規就農対策担当の行政部局からの説明
- キ その他 都道府県域独自での加入推進研修の企画

具体的な研修内容については、まずは各開催地の都道府県段階の業務受託機関において、地域の実情や前年度の研修会参加者に対するアンケート結果等を踏まえつつ、若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から検討し、基金と協議する。その上で、年度当初に外部講師（地元の外部講師の活用も含む。）や講演内容等について個別に相談しながら研修企画を進めるなど、効果的な研修となるよう工夫する。

【参集範囲】

- ア 研修の対象者については、加入推進部長や改選により新たに農業委員になった者及び女性農業委員を必ず対象とし、受給者組織役員、認定農業者組織役員、農業協同組合の生産組織役員・女性組織役員・青年組織役員、4Hクラブ役員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局職員、農業協同組合役職員等加入推進活動の実施又は協力が期待できる者を幅広く対象とすることを検討する。
- イ 農業協同組合の職員については、農業者年金担当職員だけでなく、組合員組織担当職員や営農担当職員、年金に関係する職員（共済担当、ライフ・アドバイザー等）、地域農業の担い手に出向く職員（TAC）にも

地域の実態に応じて参加を呼びかける。

ウ 開催市町村の農政担当部局、普及指導センター、農業大学校、地方農政局担当部局、政策金融公庫農業担当、4Hクラブ事務局、マスコミ（都道府県の記者クラブ等）、農業経営アドバイザー、税理士会、ファイナンシャルプランナー、社会保険労務士等制度の普及効果が期待できる者にも幅広く案内する。

なお、この研修会は、農業者年金制度の内容・加入推進の重要性について理解を深めるためのものであるが、あくまでも加入推進活動につなげることが前提であることから、その旨をあらかじめ案内文書等で周知し、同意いただける者を対象とする。

また、年度ごとにできるだけ研修参加者が入れ替わるよう留意する。

（２）制度説明会等を通じた加入対象者への働きかけ

- ① 農業関係機関・団体との連携の下で、認定農業者の会合、新規就農者が集う機会や接触の機会、経営移譲・経営継承に関する説明会、税務相談会、年金相談会、簿記講習会等を活用して、制度内容の説明や、チラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。
- ② また、JA青年組織役員や4Hクラブ役員、女性農業者組織役員等が集まる機会、普及指導員の会合、農業大学校関係者の会合等を活用し、制度の説明を行い、制度の普及への協力を要請する。特に都道府県域のJA青年組織役員については、JAと連携し、制度の説明及び加入に向けた働きかけを行う機会を必ず設けることとする。この場合、これらの活動対象となる農業者が、加入資格を有しながら未加入であることが判明した際には、市町村段階の業務受託機関との連携を図りつつ、加入に向けた働きかけを行う。
- ③ 基金において、全国的な青年リーダー・女性リーダーを広域推進協力員として委嘱しているのと同様に、都道府県段階の業務受託機関においても、JA青年組織役員、女性組織役員、経営担当普及指導員等を都道府県域の推進協力員に委嘱する等、都道府県域の加入推進への効果的な協力が見込める者の活用を図る。
- ④ なお、収入保険制度は青色申告を行っている農業者を対象としており、青色申告については、従来から、農業委員会組織、JAグループとも農業者からの相談に対応してきているところである。都道府県段階の業務受託機関において、青色申告についての農業者への説明や相談対応の際には、農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除となること、青色申告等の一定の要件を満たす場合には保険料補助があること等の農業者年金の魅力についても、併せて説明又は情報提供を行う。

- ⑤ その他、農業外の関係機関・団体等との連携の下で、商工会の会合や税務相談会、年金相談会、簿記講習会等の機会を活用して、制度内容の説明やチラシ・パンフレットの配布等により、農業者年金の周知に努める。

(3) 各種の広報媒体を活用したPR活動の展開

若い農業者及び女性農業者の加入の拡大を図る観点から、Iの3の(1)の【加入推進の重点対象】を念頭に、新聞・雑誌広告やラジオCMのほか、SNSの活用等、地域の実情を踏まえて各種媒体を活用して、加入者・受給者の声の紹介及び青年リーダー・女性リーダー等の活用を含めて、都道府県の広報部局、都道府県の記者クラブ等の連携も図るなど、効果的な広報PRとなるよう工夫して取り組む。

また、こうした広報の実施に際しては、実施時期に関係者に前広に案内するとともに、加入推進部長等の研修会等で紹介するなど、その波及効果を最大限に活用するよう努める。

4 市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動のフォローアップ

都道府県段階の業務受託機関は、自らの加入推進活動に加え、市町村段階の業務受託機関が行う加入推進活動の指導・支援を行うという重要な責務を担っている。

このため、1の(5)に記したように、都道府県段階の業務受託機関は、市町村段階の業務受託機関が作成した管理表について、原則として年度の上半期(6月末日まで)に把握して点検し、また、下半期(11月末日まで)にも管理表を提出させて点検を行う。

その上で、計画的かつ着実な加入推進活動が展開されるよう、市町村段階の業務受託機関に出向いて巡回指導を行うとともに、市町村段階の業務受託機関の求めに応じ、農業者への戸別訪問や各種の会合等の場に参加して必要な指導・助言を行う等のフォローアップ活動を行う。

その際、基金は、市町村段階の業務受託機関の業務実績を踏まえた分析資料等を都道府県段階の業務受託機関に提示し、加入推進活動の進捗状況の管理に協力する。

5 ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供・とりまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の都道府県段階の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策のとりまとめを行うとともに、必要に応じてブロック内業務受託機関の会議を開催する。

IV 全国段階の業務受託機関の取組

1 加入推進活動に対する支援・協力

全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織の指導機関として、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対して、以下の支援・協力を実施する。

- (1) 都道府県段階等の業務受託機関による加入推進活動が効率的かつ効果的に実施されるようにするための会議・研修会を開催
- (2) 若い農業者及び女性農業者等への制度の普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供、全国（域）で実施することが効果的な広報を企画・実施
- (3) 都道府県段階の業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力

2 各組織における連携した取組の促進

農業・農業者の多様化に伴い、既存の農業者年金担当部署のみでは、新規就農者をはじめ全ての対象となる農業者を把握することが困難となっているため、例えば、農業委員会では市町村の農林水産課等農業部門担当部署との連携を、JAにおいては信用・共済と営農部署、さらには各種組合員組織との連携を強化する等の対応が重要となっている。また、農業内外の関係機関・団体等（別添1参照）との連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やすことが重要となっている。

このため、都道府県農業会議やJA中央会等の都道府県段階の両業務受託機関は、相互の連携強化を図るととともに、それぞれの傘下組織内・間の連携強化の促進に努めることとしており、全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会の全国段階の両業務受託機関は、それぞれの組織において、こうした連携強化の動きが促進されるよう対応する。

また、都道府県域対象の基幹会議において、農業者年金加入推進の要請の場を設定する。

V 基金の取組

1 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催

- (1) 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者会議」を年度当初に開催し、本取組方針の周知・徹底、意見交換を行う。
- (2) 都道府県段階の業務受託機関の担当者を対象とする業務研修会を開催する。
- (3) 農業者、業務受託機関の加入推進を担う者等を対象とするセミナーを四

半期に1回の計4回を予定として開催する。

(4) 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。

(5) ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

2 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布、参考情報の提供

基金は、業務受託機関が実施する加入推進活動を支援・協力する観点から、制度の普及、セミナーの周知及び加入推進に必要なパンフレット等の各種資材を作成・配布するとともに、加入推進に必要な情報等の提供を行う。

3 業務受託機関からの要請に応じた研修会等への役職員の派遣

基金は、業務受託機関からの派遣要請に応じ、研修会等へ役職員の派遣を行う。

4 市町村段階の業務受託機関の表彰及び優良事例としての周知

基金は、制度の普及と加入推進の向上に資するよう、農業者年金事業表彰実施要領に基づき、加入推進に功績のあった者に対して表彰を行い、感謝の意を表するとともに、その成果を広く紹介する。

5 広域推進協力員の設置

基金は、農村現場での加入推進の環境整備の一環として、全国段階の業務受託機関等からの推薦により、全国的・広域的に農家に浸透力のある者の中から広域推進協力員を委嘱する。当該広域推進協力員は、各種の広報媒体を通じて制度改正を踏まえた制度に関する情報発信を行うとともに、加入推進活動を広域的に展開する。

6 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関、全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

7 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、「農業者年金制度の普及推進に向けた協力依頼について」（令和5年6月13日付け 5

経営第729号 農林水産省経営局長通知）（別添2）の内容を踏まえつつ、農業内外の関係機関・団体等との連携強化を促すための対応等、制度の普及定着に向けた協力要請を行うとともに、新規就農の促進、女性農業者の活動を支援する等の取組を行う組織・団体との連携の強化を図る。

また、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年組織・女性組織等の大会・総会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。特に、令和7年度については、「加入推進特別研修会」に参加されていない女性農業委員へのアプローチとして、女性農業委員研修会等の場において、基金からの講師派遣等を通じて女性農業者に対する制度の普及啓発・加入拡大の取組を強化する。

8 農業者年金業務指導等事業の実施

基金は、加入推進を含む農業者年金業務指導等事業を実施するための経費を負担し、また、年度当初において、各都道府県へ市町村別の目標設定参考データを提供し、都道府県段階の業務受託機関が実施する当該農業者年金業務指導等事業に対する支援・協力を行う。

9 委託費による事業の効果的な実施

基金は、総合指導事業委託費（全国段階の業務受託機関）、業務指導委託費（都道府県段階の業務受託機関）及び業務委託手数料（市区町村段階の業務受託機関）の配分をより効果的に実施する観点から、必要に応じて見直すこととする。

令和7年度においては、以下のとおり見直しを行い対応する。

- （1）昨今の物価上昇に伴って資材費等が高騰している状況を踏まえ、総合指導事業委託費、業務指導委託費及び業務委託手数料について、各交付算定額の全体額に一定割合の加算を行う。
- （2）業務委託手数料について、現場における加入推進のインセンティブの強化を図る観点から、「新規加入者数割手数料」の増額（単価改定）を行う。
- （3）業務指導委託費について、新たな取組（新規の普及資材作成や、女性を対象とした研修会を含む。）を後押しする追加取組への支援を行う。

VI 特別対策地域の設置・対応

中期目標期間初年度の令和5年度において、以下のように、加入推進が遅れており、対応を強化すべき市町村・JA地域等については「特別対策地域の設定と取組について」（令和6年4月1日 6独農年企第7号独立行政法人農業者年金基金理事長通知）に基づき、特別対策地域として指定（別添3）し、中期目標期間中において計画的かつ集中的に改善が図られるよう対応することとす

る。

- 1 若い農業者又は女性農業者の新規加入実績が近年平均的に目標に対して低位であり、かつ、加入対象者の残数が多い市町村・JA地域等の中から、都道府県段階の業務受託機関と調整の上、数か所を特別対策地域に指定する。
- 2 特別対策地域毎に、基金の担当役職員を決めるとともに、全国農業会議所及びJA全中の担当者、該当する都道府県段階の業務受託機関の担当者、該当市町村・JA地域の担当者を決めて、特別対策地域推進チームを設ける。
なお、当該チームの事務局は、原則、都道府県段階の業務受託機関とする。
また、都道府県段階及び市町村段階の業務受託機関のメンバーについては、原則、各組織の事務局長及び担当部長、加入推進部長、女性農業委員等、加入推進活動を担う者をリードする責任者を含めることとする。
- 3 特別対策地域推進チームは、現地打合せ等を通じて、当該中期目標期間中に成果が出るよう計画を作成して取組を推進し、毎年度取組結果を検証し、必要な見直しを図りながら取組を推進する。
なお、検証の結果、必要に応じて対象市町村・JA地域の見直しを行うこともあり得る。
- 4 毎年度、担当者会議やブロック会議等の場において、特別対策地域に該当する都道府県段階の業務受託機関から取組状況を報告してもらい意見交換を行う。
- 5 改善が見られ、他地域の模範となる市町村・JA地域については、優良事例として紹介する。

Ⅶ その他

この取組方針は、令和7年4月1日から適用する。

農業内外の関係機関・団体等

(JA 関係)

- ・ JA の営農指導員・TAC・LA
- ・ 年金協議会
- ・ 青年組織（全国農協青年組織協議会役員等）
- ・ 女性組織（JA 全国女性組織・全国女性フレッシュミズ）
- ・ （株）日本農業新聞
- ・ （一社）家の光協会

(行政関係)

- ・ 「家族経営協定」担当部局
- ・ 普及指導センター
- ・ 都道府県の男女共同参画課
- ・ 新規就農の行政担当者
- ・ 「地域計画」担当窓口
- ・ 市町村の移住担当者 国民年金課所管
- ・ 都道府県の記者クラブ
- ・ 農業経営・就農支援センター
- ・ 都道府県青年会議所・市町村青年会議所（商工会青年部）
- ・ 障害者自立支援協議会（就労支援 B 型事業所）

(その他)

- ・ 4H クラブ
- ・ 農業大学校
- ・ 全国農業委員会女性協議会役員等
- ・ 税理士
- ・ 社会保険労務士
- ・ 日本 FP 協会（ファイナンシャルプランナー）
- ・ 農業経営アドバイザー（日本政策金融公庫）
- ・ その他加入推進を図る上で連携を図ることが必要と考えられる関係機関・団体等

都道府県段階の業務受託機関名 殿

令和 年 月 日

市町村段階の業務受託機関名

下記の者を加入推進部長として推薦します。

役職名：

氏名：

いずれかに○を付けてください。

(性別： 男 ・ 女)

加入推進部長活動費の振込希望機関等

金融機関名： _____ 本店 _____ 支店（普・当）No _____

(フリガナ)

口座名義 _____

活動時間の計画

20 時間

活動時間の計画の概ねの内訳

①加入推進対策会議、加入対象者の把握・絞り込み

○ 回

3 時間

②パンフレット・チラシの配布など制度のPR

○ 回

2 時間

③認定農業者の会議、家族経営協定推進の会議、簿記講習会、農協の各種部会、税務相談会など農業者の参加する会議での説明等

○ 回

5 時間

④知人等の農業者への個別の説明・働きかけ

○ 回

2 時間

⑤加入対象者への戸別訪問

○ 回

8 時間

記入注意とお知らせ

① 「加入推進特別研修会」への参加（研修会の講師等として参加する場合を除く）は、活動計画に含めないで下さい。

② 活動計画の概ねの内訳と加入推進部長の活動実績報告書とが相違しても差し支えありません。

③ 加入推進部長の活動経費の交付は、加入推進部長の活動実績報告書の実績の活動時間区分ごとにそれぞれ、下記の金額が交付されることとなります。

活動時間区分① 10 時間以上 20 時間未満 2 万円

活動時間区分② 20 時間以上 30 時間未満 3 万円

活動時間区分③ 30 時間以上 4 万円

④ 加入推進部長の活動経費の交付は、全体の予算の都合により、実績の活動時間の区分ではなく、この活動計画書の活動時間の区分による上記の金額となる場合があることを予めご了承ください。

⑤ 活動時間は、都道府県段階の業務受託機関が示す年間期間内（例 2 月～1 月や 3 月～2 月、4 月～2 月など）の計画とするとともに、その期間について、本人に周知してください。

(様式例3) 加入推進名簿(記載例)

市町村コード またはＪＡコード	〇〇－〇〇〇	市町村名 またはＪＡ名	
--------------------	--------	----------------	--

整理 番号	世帯 整理 番号	氏 名	性 別	経営主と 続柄	住所	地区名	生年月日	令和3年4月1日 時点の年齢	20歳～ 39歳の 者該当 の有無	農業次世 代人材投 資資金受 給の有無	認定農 業者の 有無	青色申 告の有 無	家族経 営協定 の有無	加入推進状況 等
0001	001	農年 太郎	1	経営主			昭和38年5月18日	57	0		1	1	1	戸別令和元年12月、平成30年12月
0002	001	農年 花子	2	経・配偶者			昭和40年6月19日	55	0				1	説明せず
0003	001	農年 小太郎	1	後継者			平成1年4月1日	32	1		1		1	説明せず
0004	002	虎門 一郎	1	経営主			昭和46年4月1日	50	0		1			(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0005	002	虎門 花子	2	後・配偶者			昭和50年5月1日	45	0					(これまでの推進状況が不明なため無記入)
0006	002	虎門 太郎	1	父			昭和20年5月2日	75	0					経営移譲年金受給者
0007	003	〇〇 さとし	1	経営主			昭和60年7月1日	35	1	1			1	加入者
0008	003	〇〇 ななみ	2	経・配偶者			昭和61年8月2日	34	1	1			1	H30年就農、戸別未実施
0009														
0010														
0011														
0012														
0013														
0014														
0015														
0016														
0017														
0018														
0019														
0020														
0021														
0022														
0023														
0024														
0025														

- 注) 1 市町村の場合は、個人情報保護条例を踏まえつつ、農地台帳の世帯情報、住民基本台帳、認定農業者リスト等をベースに、国年1号該当か否かなど関係部署の協力を得て作成。
- 2 JAの場合は、個人情報保護規程を踏まえつつ、組合員名簿、家族台帳等をベースに、国民年金保険料引き落とし口座一覧との照合などJA内関係部署の協力を得て作成。
- 3 表頭の項目欄には、例示以外に加入推進上参考となる情報を適宜追加して整理（例：世帯の中での加入状況がわかるように「農年新制度加入有無」、「保険料（通常加入か政策支援か）」の欄を設けて情報整理する等）
- 4 加入推進に活用しやすいようできるだけ世帯ごとに整理することを目指して、加入推進に必要な範囲で、また可能な範囲で、順次情報を入力していく。
- 5 若い加入対象者への推進では、親への説明の必要性もでてくるので、加入推進上必要な範囲で60歳以上の世帯員情報を入力する。
- 6 「加入推進状況等」の欄には、加入資格のある農家で一度も戸別訪問等を行ったことがない人か否かが特定できるよう推進状況を記入するなど、戸別訪問を行った後に作成・記入する加入推進記録簿（様式例4）の内容を活用して、加入推進上必要となる参考情報を適宜記入する。
- 7 「旧青年就農給付金受給者」についても、「農業次世代人材投資資金受給の有無」欄に「1」と記載する。

(様式例4)

農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名又はJA名:

地区等:

ふりがな		本人 参考 情報	(〇〇さんの後継者等、地域の実情により、推進の参考となる本人情報を適宜記入)		認農 青申 次世代
氏名	年 月 日 生 男・女				
経営主の方は、①及び家族経営協定を締結している方(②～⑥)に該当する者すべてに○を付けてください。 また、経営主以外の者は、②～⑥でご自身の該当するものに○を付けてください。 ①経営主 ②配偶者 ③子 ④子の配偶者 ⑤孫 ⑥その他 ()					
結果が1(または2)の場合、今後の円滑な加入手続きに必要であるので、本人の了解が得られれば、本人の年金手帳の基礎年金番号を記入しておく。 →					
1 回 目	加入推進実施日: 年 月 日		加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分		
	推進結果 1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等 (上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				
2 回 目	加入推進実施日: 年 月 日		加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分		
	推進結果 1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等 (上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				
3 回 目	加入推進実施日: 年 月 日		加入推進実施者名(全員:同行者等を含む) (うち記入者に○印)		
	方法: 1 訪問 2 電話 3 窓口 4 その他の個別説明		所要時間(移動時間含む) 分		
	推進結果 1 加入意志あり 2 関心あるが、もう少し考えたい 3 加入の意思がない 2または3の理由 ① 保険料が高い ② 農業者年金制度の不信感 ③ 公的年金全般への不安感 ④ 保険料補助の対象外 ⑤ その他()				
	今後(次回)の対応等 (上記以外に、参考となる推進結果と今後(又は次回)の対応について記入。例えば、加入意志ありの場合、加入申込書を誰が本人に持って行くかなどについて記入。新規就農者等で経営が苦しく今は保険料を払えないという場合、今後の継続的なフォローをどうするかなどについて記入。)				

注1) この「農業者加入推進記録簿」は個人情報を含みますので、その取扱いについては市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いします。

注2) 本人参考情報欄の「認農」「青申」「次世代」は、それぞれ「認定農業者」「青色申告者」「農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)受給者」です。該当する場合は○をして下さい。

注3) 「方法」欄の1または4に○をしたものが、「業務委託手数料の配分に係る調査」の「戸別訪問を実施した職員または普及推進活動協力者の人数」の対象となります。

(様式第2号)

令和 年度加入推進活動(計画・実施状況(実績))管理表

市区町村名またはJA名 _____
担当部署 _____
電話番号 _____
記入者 _____

令和 年度加入推進活動について、農業者年金業務委託手数料交付要綱第5の規定により報告します。

計画(目標) 令和 年 月 日策定

実施状況(実績) 令和 年 月 日現在

市区町村名またはJA(支店)名		①今年度の新規加入者数			②加入推進体制の整備		③加入推進名簿の整備		④加入推進強化月間	⑤戸別訪問の実施			⑥加入推進対策会議及び研修会の実施		⑦加入対象者に対する説明会等の実施		⑧広報普及活動の実施	⑨JA支店(支所)数 ※JAのみ報告	⑩活性化組織 ※市町村のみ報告		
		全体	20歳 39歳	女性	班設置数	推進員数	※計画欄は更新予定日 最終更新日	名簿登載人数	※計画欄は設定月 実施月	訪問した対象者数	訪問に携わった人数	戸別訪問実働者数	農委とJAでの 連携開催	単独開催	農委とJAでの 連携開催	単独開催			組織数	活性化組織 手数料希望	戸別訪問に携わった活性化組織の役員等の人数
	計画(目標)								月												
									月												
	実施状況(実績)								月												
									月												

- ・上表①～⑩の各項目について、計画(目標)・実施状況それぞれの時点(時期)において別シートの「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」を作成し、報告は本様式をもって行ってください。
- ・「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」を作成することによって、上表各項目に数値が反映される仕様になっています。誤入力を防止するため、当該様式にはシートの保護をかけています。
- ・⑨の支店(支所)数に関する報告はJAのみとなります(市町村の報告は不要です)。
- ・⑩の活性化組織に関する報告は市町村のみとなります(JAの報告は不要です)。
- ・別に作成した「加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート」は、各受託機関において5年間保存しておいてください。

令和 年度加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表ワークシート

市区町村名またはJA名 担当部署 電話番号 記入者

【記入及び提出の留意事項】

- ① 年度当初に以下の左側部分、計画(目標)部分の網掛け(色付き)セルに計画の入力を行い、様式第2号をもって県段階受託機関へ原則6月末までに報告を行ってください。
- ② 年度途中に以下の右側部分、実施状況及び実績部分の網掛け(色付き)セルにそれまでの実施状況の入力を行い、様式第2号をもって県段階受託機関へ原則11月末までに報告を行ってください。
- ③ 年度終了後、上記②で入力した実施状況に年度末までの実績を追加入力し、様式第2号をもって県段階受託機関へ翌年度の5月末までに報告を行ってください。

計画(目標)

令和 年 月 日 策定

①今年度の新規加入者数 全体 名 20歳～39歳 名 女性 名

②加入推進体制の整備

班名・地区名等	推進員数	備考(職制等)
	人	
	人	
	人	
班数	0	合計 0 人

③加入推進名簿の整備 更新予定日 令和 年 月 日 名簿登載人数 人

④加入推進強化月間の設定 設定月 月 月 ※2回設定の場合は分けて記入する。

※複数の月にまたがる場合は「〇～〇」と入力(例：10月から12月の場合、10～12と入力)。

⑤戸別訪問の実施

時期(日付)	訪問対象者数	訪問に携わる人数	備考(訪問内容、訪問者情報等)
	人	人	
	人	人	
	人	人	
合計	0 人	0 人	—

・戸別訪問実働者名簿 ※訪問を実施する職員並びに農業委員等の氏名を記入(氏名重複不可)

				戸別訪問実働者数
				0 名

※個人情報の観点から氏名を記入することが困難な場合、「A,B,C…」等と記載してください
「加入推進の取組方針(理事長通知)」で示す様式例の「加入推進記録簿」(またはそれ代わるもの)を整備・保管してください。

⑥加入推進対策会議及び研修会

時期(日付)	開催場所・会議(研修会)名等	農委(JA)との連携	対象者	対象者数
				人
				人
				人
開催回数	0 回	うち連携有 0 回	うち連携無 0 回	対象者数計 0 人

※連携とは、農業委員会またはJAと合同で開催する場合のことをいう。(以下、同じ)

実施状況及び実績

令和 年 月 日 現在

①今年度の新規加入者数 全体 名 20歳～39歳 名 女性 名

②加入推進体制の整備

班名・地区名等	推進員数	備考(職制等)
	人	
	人	
	人	
班数	0	合計 0 人

③加入推進名簿の整備 最終更新日 令和 年 月 日 名簿登載人数 人

④加入推進強化月間の設定 実施月 月 月 ※2回設定の場合は分けて記入する。

※複数の月にまたがる場合は「〇～〇」と入力(例：10月から12月の場合、10～12と入力)。

⑤戸別訪問の実施

時期(日付)	訪問した対象者数	訪問に携わった人数	備考(訪問内容、訪問者情報等)
	人	人	
	人	人	
	人	人	
合計	0 人	0 人	—

・戸別訪問実働者名簿 ※訪問を実施した職員並びに農業委員等の氏名を記入(氏名重複不可)

				戸別訪問実働者数
				0 名

※個人情報の観点から氏名を記入することが困難な場合、「A,B,C…」等と記載してください
「加入推進の取組方針(理事長通知)」で示す様式例の「加入推進記録簿」(またはそれ代わるもの)を整備・保管してください。

⑥加入推進対策会議及び研修会

時期(日付)	開催場所・会議(研修会)名等	農委(JA)との連携	対象者	対象者数
				人
				人
				人
開催回数	0 回	うち連携有 0 回	うち連携無 0 回	対象者数計 0 人

※連携とは、農業委員会またはJAと合同で開催する場合のことをいう。(以下、同じ)

県段階が開催する会議等は対象外とする（例：加入推進特別研修会）。
会議・研修会を開催したことがわかる関係資料（議事次第等）を保管してください。

⑦加入対象者に対する説明会等の実施

時期(日付)	開催場所・会議(研修会)名等			農委(JA)との連携	対象者	対象者数
						人
						人
						人
開催回数	0 回	うち連携有	0 回	うち連携無	0 回	対象者数計 0 人

※県段階が開催する研修会等は対象外とする（例：加入推進特別研修会）。
説明会を開催したことがわかる関係資料（議事次第等）を保管してください。

⑧広報普及活動の実施

時期(日付)	※実施するものに○印を付すこと (ブルダウンから選択)				備考(内容等)	対象者	対象者数
	広報誌への掲載(チラシ等の挿入を含む)	チラシ配置・ポスター掲示	ダイレクトメール等によるPR	その他			
							人
							人
							人
合計	0 回	0 回	0 回	0 回	—	対象者数計	0 人

※PRしたことがわかる関係資料（広報誌の該当記事等）を保管してください。

県段階が開催する会議等は対象外とする（例：加入推進特別研修会）。
会議・研修会を開催したことがわかる関係資料（議事次第等）を保管してください。

⑦加入対象者に対する説明会等の実施

時期(日付)	開催場所・会議(研修会)名等			農委(JA)との連携	対象者	対象者数
						人
						人
						人
開催回数	0 回	うち連携有	0 回	うち連携無	0 回	対象者数計 0 人

※県段階が開催する研修会等は対象外とする（例：加入推進特別研修会）。
説明会を開催したことがわかる関係資料（議事次第等）を保管してください。

⑧広報普及活動の実施

時期(日付)	※実施するものに○印を付すこと (ブルダウンから選択)				備考(内容等)	対象者	対象者数
	広報誌への掲載(チラシ等の挿入を含む)	チラシ配置・ポスター掲示	ダイレクトメール等によるPR	その他			
							人
							人
							人
合計	0 回	0 回	0 回	0 回	—	対象者数計	0 人

※PRしたことがわかる関係資料（広報誌の該当記事等）を保管してください。

※⑨の項目はJAのみ報告

⑨JA支店(支所)数 ※本店(本所)除く、令和 年4月1日時点での数 支店(支所)
※原則、被保険者、受給権者等から提出された諸届等の受付、点検、補正及び所要事項の確認記入などの業務を取り扱う支店（支所）とする。

※⑩の項目は市町村のみ報告※該当しない場合は記入不要

⑩活性化組織(交付要件を具備した活性化組織がある受託機関のみ対象)

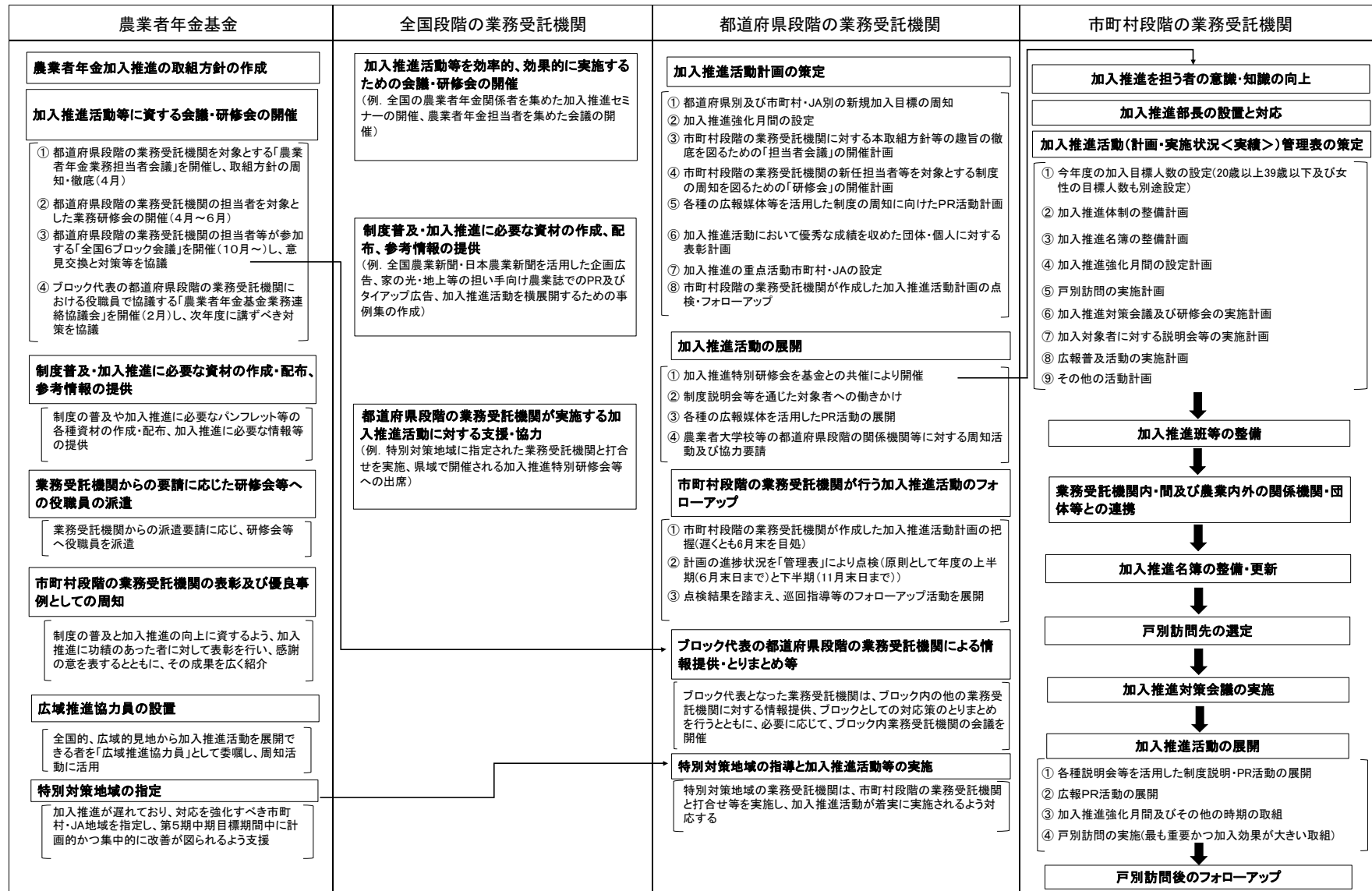
活性化組織の数 組織 活性化組織割手数料の交付希望

・戸別訪問実働者名簿 ※活性化組織として訪問を実施した職員並びに農業委員等の氏名を記入（氏名重複不可）

					戸別訪問実働者数
					0 名

※本欄に記入した氏名は⑤の戸別訪問実働者欄にも記入する（⑤の内数となるようにする）。
個人情報の観点から氏名を記入することが困難な場合、「A,B,C…」等と記載してください
「加入推進の取組方針（理事長通知）」で示す様式例の「加入推進記録簿」（またはそれ代替わるもの）を整備・保管してください。

◎加入推進活動の役割分担(概要)



令和7年度農業者年金加入推進対策

令和7年5月29日

一般社団法人佐賀県農業会議

佐賀県農業協同組合中央会

令和7年度

「若い農業者及び女性農業者等への周知徹底・加入者累計15万人早期達成強化運動」

新規加入目標 51人

(市町毎の目標は別紙のとおり)

○農業委員会とJAとの相互連携のもと、加入推進活動を展開する。また、JAにおいては、営農指導の中での制度紹介や部会、会合、説明会の情報提供等、営農部署と連携し、効果的な加入推進に努める。

1.加入推進を行う者の制度理解

・加入推進関係者は、対象者に対してスムーズな制度説明ができるよう、研修会の実施や参画、基金が開催するオンラインセミナーへの参加を通じて制度理解を深める。

2.加入推進部長の設置 【6月末まで】

・加入推進のリーダーとなる加入推進部長を設置し、農業委員等への働きかけ、サポートおよび推進活動について積極的な役割を務める。

3.加入推進活動計画の策定 【6月末まで】

・加入推進部長を中心に、農業委員会とJAで協議のうえ今年度の加入推進活動計画を策定し、相互が連携を取り合い着実に実施する。

4.加入推進名簿の整備・更新 【6月末まで】

・農地台帳の世帯員情報等をベースに、認定農業者や認定新規就農者、家族経営協定リストの他、JAの組合員台帳や生産部会、青年・女性組織名簿等の情報を盛り込み、幅広く対象者をリストアップする。
・対象者選定時に絞り込みを行いやすくするため、項目は詳細に記入し、有効に活用する。

5.加入推進対策会議の開催

・農業委員会とJAの関係者が集まり、活動日程や推進班体制の確認、戸別訪問対象者の選定、計画の進捗状況の確認等を行い、対象者へのフォローアップや広報活動についても検討する。

6.戸別訪問の実施

・新規就農者や配偶者がいる農業者、加入者および受給者の子などを重点対象者として、親や配偶者の同席を求め家族の理解が得られるよう努める等、円滑な加入推進を行う。また、チラシ・パンフレットや年金額シミュレーションを活用し、なじみが深い関係者が同行するなど、訪問先に合わせた丁寧なアプローチを行う。

7.PR活動の実施

・認定農業者の会合やJAの生産部会、青年・女性組織の会合や総会、青色申告会等の各種会合等を活用し、制度説明やPRを行う。また、広報誌やHP、SNS、デジタルサイネージなどの各媒体を活用して制度のPRを行う。

令和 7 年度 農業者年金新規加入目標

【若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計 15 万人早期達成強化運動】

目標「1 委員・1 期・1 人以上の新規加入者を確保」

市町名	算出基礎					令和 7 年度 目標	加入率 (B)/(A)
	基幹的農業 従事者数 (20～59歳) (A)	被保険者数 (B)	加入 対象者数 (C)=(A)-(B)	左欄の 構成割合 (E)=(C)/(D)	新規加入 目標数 (G)=(F)×(E)		
佐 賀 市	802	220	582	16.29%	6.68	7	27.4%
唐 津 市	1,163	258	905	25.33%	10.38	11	22.2%
鳥 栖 市	40	7	33	0.92%	0.38	1	17.5%
多 久 市	92	17	75	2.10%	0.86	1	18.5%
伊 万 里 市	303	54	249	6.97%	2.86	3	17.8%
武 雄 市	117	33	84	2.35%	0.96	1	28.2%
鹿 島 市	222	56	166	4.65%	1.90	2	25.2%
小 城 市	245	60	185	5.18%	2.12	3	24.5%
嬉 野 市	156	30	126	3.53%	1.45	2	19.2%
神 埼 市	137	20	117	3.27%	1.34	2	14.6%
吉野ヶ里町	26	4	22	0.62%	0.25	1	15.4%
基 山 町	19	1	18	0.50%	0.21	1	5.3%
上 峰 町	19	6	13	0.36%	0.15	1	31.6%
みやき町	75	22	53	1.48%	0.61	1	29.3%
玄 海 町	177	42	135	3.78%	1.55	2	23.7%
有 田 町	40	12	28	0.78%	0.32	1	30.0%
大 町 町	27	6	21	0.59%	0.24	1	22.2%
江 北 町	99	34	65	1.82%	0.75	1	34.3%
白 石 町	720	200	520	14.55%	5.97	6	27.8%
太 良 町	199	23	176	4.93%	2.02	3	11.6%
計	4,678	1,105	3,573		41	51	23.6%

(D)

(F)

※基幹的農業従事者数は2020年農林業センサスの都道府県別概算値を市町村別に推計（小数点以下は切り上げ）。

※被保険者数は令和7年3月末時点。

※各市町の加入目標は、それぞれの項目で1名以上となるよう設定。

令和7年度 農業者年金新規加入状況

【若い農業者及び女性農業者等への周知徹底、加入者累計15万人早期達成強化運動】

目標「1委員・1期・1人以上の新規加入者を確保」

市 町 名	R7年度 目標	4 月	5 月	合計	令和7年度	
					達成率	残り 確保数
佐 賀 市	7	0	1	1	14%	6
唐 津 市	11	1	0	1	9%	10
鳥 栖 市	1	1	0	1	100%	達成
多 久 市	1	0	0	0	0%	1
伊 万 里 市	3	0	0	0	0%	3
武 雄 市	1	0	0	0	0%	1
鹿 島 市	2	0	0	0	0%	2
小 城 市	3	0	1	1	33%	2
嬉 野 市	2	0	0	0	0%	2
神 埼 市	2	0	0	0	0%	2
吉 野 ケ 里 町	1	0	0	0	0%	1
基 山 町	1	0	0	0	0%	1
上 峰 町	1	0	0	0	0%	1
み や き 町	1	0	0	0	0%	1
玄 海 町	2	0	0	0	0%	2
有 田 町	1	0	0	0	0%	1
大 町 町	1	0	0	0	0%	1
江 北 町	1	0	0	0	0%	1
白 石 町	6	0	0	0	0%	6
太 良 町	3	0	0	0	0%	3
計	51	2	2	4	8%	47
20歳から39歳	36	1	2	3	8.3%	33
女性	29	0	0	0	0.0%	29